

## 令和 5 年度岐阜薬科大学大学院博士後期課程・博士課程入学試験 における特例措置の概要について

令和 5 年度岐阜薬科大学大学院博士後期課程・博士課程入学試験では、新型コロナウイルス感染症に罹患した等の理由により入学試験を欠席せざるを得なかった方を対象に特例措置を設けます。特例措置においては、別日における追試験にて選抜を行いますので、対象となる方は以下の事項にしたがって申請してください。

### 1. 特例措置の申請資格

次のいずれかに該当する方とします。

- ①受験生本人が新型コロナウイルス感染症および学校保健安全法において出席停止が定められている感染症に罹患した場合で、その事実を証明する書類（医師の診断書）を提出することができる方
- ②受験生本人が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として保健所から隔離を指示されたことにより入学試験を欠席した場合で、その事実を確認するための情報（指示を受けた保健所の名称・連絡先等）を提出することができる方
- ③入学試験が実施される当日の朝、検温した結果、発熱（37.5 度以上）の症状があった場合で医師の診断書を提出することができる方

### 2. 申請方法・申請期間

「令和 5 年度岐阜薬科大学大学院博士後期課程・博士課程入学試験特例措置申請書」および添付書類を**令和 5 年 1 月 31 日（火）午前 8 時 30 分までに**事務局教務厚生課あて FAX（058-230-8200）もしくは郵送により提出（必着）してください。また、**申請する際は、必ず事前に事務局教務厚生課に電話（058-230-8100）連絡してください。**